

福祉国家論の理論的基盤に関する批判的考察

——社会契約論 - 国民国家論の視点から——

伊 藤 新一郎

福祉国家論の理論的基盤に関する批判的考察

——社会契約論 - 国民国家論の視点から——

伊藤 新一郎

目次

1. はじめに
2. 福祉国家論の論じ方—福祉国家の輪郭
 - (1) 国家を論じる
 - (2) 福祉国家概念をめぐる問題
 - (3) 福祉国家論の論じ方
3. 社会契約論 / 国民国家論の要点
 - (1) 社会契約論
 - (2) 国民国家論
4. 社会契約論 / 国民国家論の批判的考察
 - (1) 擬制としての社会契約
 - (2) 国民国家における
「国民主権」とデモクラシーの逆説
5. おわりに

1. はじめに

「福祉国家」は社会科学の重要な研究テーマの1つである。それは、政治・経済・社会といった多方面からの考察が可能であると同時に、学際的な性格を持つ⁽¹⁾。経済成長と社会的公正が共存可能であった1970年代初めまで、福祉国家は「繁栄と成功のシンボル」として支持されていた。これを具体的に体現していたとされたのが北欧・西欧諸国であり、非-北欧・西欧諸国からすればそれは「目指すべき目標」であった。

ところが、1970年代半ばから1980年代初めにかけての「危機の到来」により様相は大きく変化した。低成長経済・人口の高齢化・産業構造の高度化・個人の価値意識の変化といった社会経済的な現象を契機として、「福祉国

家」はポスト工業段階の新しい経済社会の到来を踏まえ、「危機への処方箋」を描く必要性に直面した。その過程で新自由主義に代表される「福祉国家批判」⁽²⁾が思想的にも現実政治においても一定の影響力を持つに至った1980年代～1990年代以降、福祉国家に係る学界での言説は、「福祉国家の多様化」を前提として類型論や国際比較研究が興隆した。この間、現実世界と学界の双方において、「福祉国家の限界と可能性」を巡って理論的・政策論的な議論が行われ、「ポスト福祉国家」をめぐる着地点は未だ決着をみていない。

21世紀の最初の10年を経過した現在、当該領域の研究へ与えられたテーマは「福祉国家の持続可能性」であろう。言いかえれば、これまでに作られた生活保障システムあるいは社会経済構造の全てを破壊することなく、その遺産を継承しつつも環境変化に即した新しいプランを見出す必要がある。そのために「福祉」の公私関係や雇用と社会保障の関係、さらにはジェンダー関係や家族支援のあり方、さらにはポスト工業段階における経済成長戦略等について再検討し、機能不全になった20世紀モデルを越えた「ポスト福祉国家モデル」を構想しなければならない。将来を見据えたビジョンに求められる視点は、単なる財源論に終始する負担と給付の見直しのような「マイナーチェンジ」ではなく、既存の制度構造の前提である社会的・経済的条件を根本的に見直し、福祉国家を新たに作り変える「フル

モデルチェンジ」でなければならないはずである。

福祉国家に係る学術研究領域は、通常、「福祉国家論」「福祉国家研究」として括られ、両者の間に差異はないと理解されている⁽³⁾。しかし本稿では「福祉国家論」という表現を意図的に用いる。その理由は、「福祉国家論」が主に西欧を典型例とする先進諸国を対象とし、「福祉国家の歴史的起源と発展過程、さらにはその理念・制度・政策実践に関わる事項を論究する」ものであることに加え、「福祉における国家の役割（守備範囲）とその目的・根拠について論究すること」に関わるとすれば、「福祉国家-論」ではなく「福祉-国家論」という観点からも「福祉国家」を考察することは、「福祉国家とは何（であったの）か」について、その歴史的位置の再解釈に寄与すると考えられるからである。

このような問題意識の下、本研究は「福祉国家論」の理論的基盤について批判的考察を行うことで、20世紀半ばに本格的に成立したとされる「福祉国家」の「論じ方」を相対化し、新たな「論じ方」を構築するための足掛かりとしたい。これは、本研究が「福祉国家論における福祉国家の論じ方」についてメタ的にアプローチ⁽⁴⁾することで、「脱-福祉国家論的に福祉国家を論じる」ための前段階作業に位置していることに由来する。20世紀の遺産を継承しつつも、それとは異なる21世紀型福祉国家モデルを構築するためには、「福祉国家論」について批判的考察をしながら福祉国家を「再解釈」することを通して、歴史的かつ典型的に位置づけ直した上で、その現代的意味と課題について再考する作業が必要になろう。未来への展望が見えにくい現代においては、「過去の軌跡の自明性を疑う」という作業を通じて、ポスト福祉国家をどのように構想するのか、どのように構想されるべきなのかについても見えてくる。

以上を踏まえ、本研究では「福祉国家」について論じる「福祉国家論」が依拠する「国家論」を批判的に考察し、その歴史的特殊性と現実世界との乖離・矛盾について論じる。その際、「福祉国家論」の依拠する国家論として社会契約論と国民国家論を設定する。その理由は、現代国家が近代以降に形成された国家モデルを基礎とする「近代国家パラダイム」の延長戦上に位置しているならば、「福祉国家」も「近代国家として存在している」からである。「福祉国家論」における福祉国家を相対化するためには、その基礎として近代国家を形づくる2つの「国家論」について取り上げることが有効だと考える。この点を踏まえ、研究の視点として以下2点を示す。

第1に社会契約論について、その主張の要点を今一度確認し、「福祉国家」を論じる際に生じる限界および問題を明らかにする。近代国家という意味で「国家の成立（起源）」について議論する場合、社会契約論は所与の前提として位置づけることが通常であるが、そこでの理論的矛盾について言及する。

第2に国民国家論であるが、そこで描かれる国民国家像とそれを支える要素について整理した上で、社会契約論を基礎とし、その延長線上にある「国民」「国民主権」「デモクラシー」の意味について批判的に考察する。加えて、国民国家の両義性について述べる。

2. 福祉国家論の論じ方—福祉国家の輪郭

(1) 国家を論じる

まずは、「国家」概念について辞書的定義みておこう。『政治学事典』によれば、「国家」とは中国語に由来する用語として、一般に一定の領域内の住民に対し統制権を行使する権力機構をさすものとされる。一方、ヨーロッパの用例は、通常、絶対君主国家以降の近代国家、すなわち住民に対して排他的かつ全面

的な統制権をもつ主権国家を指す。その意味での国家は、主権の裏付けとなる軍隊および警察組織を独占し、行政を支える官僚機構を備え、通貨の発行、課税や関税などの経済・財政の権力をもつことで成立する。

つぎに、引用されることが多いウェーバーの定義によれば、国家とは、「自己の行政幹部が諸秩序の実施のために物理的強制の正当な独占を効果的に要求するとき、かつその限りでのアンシュタルト（＝諸秩序が一定の有効範囲内で一定の各行為に効果的に強制される団体）経営」（Weber＝1987：80，84）となる。ここでのポイントは「物理的強制（＝暴力）の正当な独占」が国家とその他の団体・組織とを区別すると見なしている点である。その理由としてウェーバー（＝1987：85）は次の4点を指摘する。①国家をその目的という観点から定義することは不可能である。②食料調達から芸術保護に至るまで、国家が追求しなかった目的は1つもなかった。③個人の安全保証から裁判に至るまで、あらゆる国家が追求した目的は1つもなかった。④したがって、国家の特質であり、その本質にとって不可欠である手段、すなわち暴力行使によってのみ定義することができる。

ウェーバーによる国家の定義は、理念的であるという側面はあるが、「その定義は集権度の高い西洋の国家を暗黙の前提としていることに加え、一般的な定義としては奇妙に自民族中心的に見えるにもかかわらず、今日なお有効である」（Gellner＝2000：6）。

さらに、ギデنزが「国家一般の特徴」として、「暴力集団を独占する権利の専有と、その専有が領土権という何らかの類の概念構成と結びついていること」（Giddens＝1999：28）をあげた上で、国家とは、「法的支配が領土面で整然と確立され、支配維持のために暴力手段を發揮することが可能な政治的組織」（Giddens＝1999：30）と定義している。「暴力の独占」という点でウェーバーとギデ

نزスは共通しているが、一般的な国家の定義としてはこのような理解が現実世界を想起した場合にも妥当性がある。

以上のように、国家について論じる学問領域が「国家論」である。『政治学事典』によれば、国家論とは、国家の本質・起源・分類・価値を論ずる思想・学問である。国家の起源については、大きく分けると「実力説」（征服説と階級説）と「契約説」がある。前者は、強い力を持った集団が国家を創設したという発生論的な立場であり、後者はいわゆる「社会契約説」である。加えて、国家と社会の関係について考える場合、国家の社会に対する絶対的優位性を唱える「一元的国家論」と国家は社会における集団の1つにすぎず、他の集団に対する優位性は程度の問題であるとする「多元的国家論」という2つの立場がある。

さて、立場の違いはあっても「国家を論じる」という場合、そこにはどのような内容が含まれているのであろうか。この点について、村上（2007：20-21）は、「国家論は如何なる分析要素から構成されているのか」という論点から5つの分析要素を抽出した。それは、①国家成立論、②国家機能論、③国家機構論、④国家構造論、⑤国家本質論である。言いかえれば、これは「国家論」と命名されている学術的営為が「論じる視点」からどのように分類できるかを示したものといえよう。この中で、①の国家成立論として社会科学で一般的に流通しているものに社会契約論があり、このことは「国家の支配権力の源泉を何に還元するか」という意味で、④の国家構造論にもつながる。さらには「国家の支配正統性」を何に帰着させるかという点で、⑤の国家本質論へと接合する。このような枠組みから見れば、「福祉国家論」は「福祉国家」を②ないしは③の観点からの分析・考察が中心である。しかし、それは①④⑤との関係で規定される側面を有すると捉えるべきである。

つまり、「福祉国家論」が「福祉国家」を

論じる際に、「国家機能」という視点に立っているとすれば、その前提には「福祉国家＝近代国家」という構造が存在していること、ひいては近代国家を成立させている理論的基盤である社会契約論と国民国家論が前提として横たわっていることにあらためて気づく。

「国家の起源」や「国家の本質」は、「国家機能」がいかなるものであると認識するかを方向づける。「福祉国家論」で論じられている「福祉国家」を相対化するということは、「福祉国家論の論じ方」とそれを支えている理論枠組みの自明性への疑義に基づく批判的考察なしには不可能といえよう。

(2) 福祉国家概念をめぐる問題

社会科学的研究では、議論の対象についての概念や定義の明確化は必須の作業であることを考えれば、「福祉国家とは何か」という根本的な問いは福祉国家論においては避けて通れない命題である。しかしながら、福祉国家論では、「福祉国家」についてあらかじめ定義することなく議論が始められることも多く、「所与のもの」として扱われることは珍しくない。

一方で、「社会保障」「社会政策」など「福祉国家」の関連概念を使用する際にそれぞれの区別が厳密になされているとは言いきれず、互換性のあるものと見なされることも常態化している。例えば、田多(2010:474)は、「福祉国家」とは国家のあり方を指す用語で、「社会保障制度」はその福祉国家を構成する1つの制度を指す用語であると指摘している。換言すれば、「福祉国家は社会全体の体制」を意味するのに対して「社会保障制度はその重要な構成要素ではあってもその中の一部」でしかない。したがって「福祉国家が社会保障制度と同じであるはずがない」と主張する。

具体的に「福祉国家」の概念整理をしている先行研究の例として武川(2010)がある。そこでは、「福祉国家の当為概念(規範的な

理解)」と「福祉国家の存在概念(記述的・分析的な理解)」(武川2010:41)という2つに区分している。前者は第2次世界大戦中のイギリスを典型例とするものであり、福祉国家の生成期(戦後)において当為概念が支配的になったのは、「国家目標」としての福祉国家が語られたからである。これは福祉国家への価値判断が明確に示されている。また、後者は「国家がどのような活動を行っているかといった点から福祉国家を定義しようとする」(武川2010:43)もので、国家の目的よりも手段に注目した概念である。ここでは福祉国家に対する価値判断は明示的ではない(あるいは価値判断への関心が二次的である)。

著者は以前に「福祉国家」概念の多様性と曖昧性について論じ、概念規定の類型化を試みた(伊藤2010:11-17)が、「福祉国家」の概念やそれが意味する内容が何であるかについて共通理解が得られていないこと、加えて共通理解を得ることの難しさは、諸研究者によっても指摘されている(Esping-Andersen=2001:19, Spicker=2004:185, 金2010a:11, 金2010b:516-517など)。

このような状況のなか、議論の妥当性について評価することは容易ではなく、「福祉国家論」にて共有されるべき課題であるとはいえ、早急に結論を出すことは困難な課題である。

(3) 福祉国家論の論じ方

先に見たような概念規定をめぐる課題がありつつも、福祉国家は論じられてきたのであり、現在もそれは続いている。そこには「暗黙の合意」なるものが存在している。それはつまるところ、教科書的な意味で頻繁に用いられる①「混合経済体制」、②「社会保障制度」、③「完全雇用政策」を構成要素とする現代国家としての「像(イメージ)」であろう。このこと自体が大きな事実誤認ではないが、一般論ともいえる上記の認識は、「福祉

国家をどのような観点から語るのか（語ったのか）」という点について議論の俎上から後退させた。先の3つの要素は、いずれも「国家＝政府が何をするか」という「国家機能」的観点から「像」を描いている。「所与のもの」というのは、「要素そのもの」だけではなく、「どの観点から」という意味でも妥当するのである。以下では5点を例にとって福祉国家論における「福祉国家の論じ方」を相対化する作業を試みたい。

第1に問題となるのは「福祉国家の起源・成立」に関する認識である。武川（1999：36-37）によれば、福祉国家の起源は①第2次世界大戦後説（社会政策の整備と完全雇用を志向する需要管理型の経済政策の結合）、②両大戦間期説（国家による広範な社会政策給付の出現）、③ビクトリア朝説（国家権力の成立）の3つに分けられ、その中のいずれかが正しいというよりも、どの側面に注目するかによっての違いであると理解した方がよいとされる。このような見解は、諸研究者のそれぞれの立場を反映したものであり、通説としては「福祉国家の成立時期」を整理する上で有効かつ妥当なものである。

しかしながら、上記の3つの学説を区別する際の基準もやはり「国家機能」的な視点に由来している。いわば、「ある国家が何らかの必要条件を満たしたことで『福祉国家になる』ということ」である。そして、それは「なぜ福祉国家が出現したのか」という問いを前提としていないため、「起源論」というより「概念論（条件論）」としての性格が強い。

第2に、「福祉国家論」でよく用いられる「ケインズ主義的福祉国家」という表象についてみていこう。第2次世界大戦後、先進資本主義諸国で形成・確立され、1970年代半ば以降の世界的経済危機の中で、その浸食と危機が問題となっている国家体制は、しばしば「ケインズ主義的福祉国家」と呼称され、そ

の用語法は定着している。このことについて、『ケインズ主義』と『福祉国家』が結合する理由は必然なのか（稲葉・立岩2006：15）という指摘がある。その理由は、理論上、ケインズ政策は金融政策を通じて実施しながら公共事業も社会保障も、その他市場への規制・介入も行わない小さな政府＝「ケインズ主義的再小国家」（稲葉・立岩2006：15）を想定することが不可能とはいえないからである。これは、「ケインズ主義的福祉国家」と表象する場合、特にケインズ主義の財政政策に焦点をあてた立場からその像を描いているにもかかわらず、そのことが「福祉国家」に対する自明性を帯びた論じ方として扱われていることを指摘するものであり、「福祉国家論」の「常識」を覆す見方の例である。

第3に、ケインズ主義と並んで「福祉国家論」における基本的要素としての「ベヴァリッジ報告」の位置である。ベヴァリッジ報告は、すべての市民に最低生活保障を提供するための制度的仕組みとして構築されたと理解されており、実際、それは福祉国家の歴史的展開をみていく上で不可欠である。20世紀における社会権の確立は、ベヴァリッジ報告の最低生活保障原則によって具体的に体现されたことに加え、イギリス国内にとどまらず広く他の先進諸国にも大きな影響を与えたものとして「福祉国家の基盤」を理念的に支えるものと言ってよい。

しかし、ベヴァリッジ報告における「最低生活費原則」には表裏一体の理念が宿っている。「1つは、最低生活費を保障するという原則であり、もう1つは看過されかねない点であり、最低生活費以上を国家が保障してはならないという原則である」（毛利1984：241）。よって、最低生活保障の水準を公的制度で満たした際には、「個人が自由な活動や貯蓄を通じて高い生活水準をめざす余地」（田端2010：209）が残されている。換言すれば、「最低生活水準以上については自助原則によっ

て達成されるべきである」というベヴァリッジ報告の理念があるにもかかわらず、「福祉国家論」では「最低生活水準保障」の側面のみを強調する。これは「福祉国家」を論じる際に価値志向的であることと無関係ではない。

第4に、福祉国家について論じる場合、税・社会保障負担の規模は過去から現在に至るまで頻繁に使用される判断材料である。しかし、これは客観的な判断基準にはなりえない。なぜなら、それは比較対象となる国の間の位置関係を相対的に位置づけているに過ぎないからである。先進諸国を比較すれば、日米はその水準は相対的に低位であり、大陸西欧諸国（例：フランスやドイツ）は中位、そして北欧諸国は高位に位置している。そして、この水準の高低が「福祉国家か否か」について位置づける際の材料となることは一般化している。このような観点に立てば、北欧諸国は「最も高度に発達した福祉国家」と理解されるのが通常であり、いわば「大きな政府＝福祉国家」という方程式についての異論が出ることも稀である。このことは、給付規模といった量的側面から福祉国家を論じる立場から、各国の現実を規定する政治的・経済的・社会的要因といった質的側面に注目するとされる比較福祉国家論の主張と両立しない。量的側面が持つ研究上の意味は依然として絶大であり、最終的には「北欧志向的」であることに価値が置かれている。

最後に、福祉オリエンタリズムで、そこでは3つの思考法が存在する（武川2006：1-2）。オリエンタリズムは、「『東洋』と『西洋』とされるものとの間に設けられた存在論的・認識論的区別にもとづく思考様式であり、東洋を支配し再構成し威圧するための西洋の様式であり、西洋と東洋とのあいだの権力関係、支配関係、ヘゲモニー関係に他ならない」（Said=1986：3-4, 6）。このことから「福祉オリエンタリズム」とは、比較福祉国家論において非西欧としての東アジアを研究射程

に入れる場合に見られる特質を批判的に指摘したものである。その要点は、①スウェーデン中心主義（最も発達した福祉国家はスウェーデンであり、他国はそこからの乖離度で位置づけられる）、②ユーロセントリズム（ヨーロッパ中心主義：欧州については詳細な比較研究を行うが、非欧州諸国は差異を捨象して同一視する傾向がある）、③エスノセントリズム（自文化中心主義：比較基準の軸は欧州とされ、非欧州の特徴は文化本質主義的に説明される）である。「福祉国家論」では、東アジアのみならず、非西欧出身の研究者も無意識に福祉オリエンタリズムの思考を内面化している事態が散見される。

3. 社会契約論 / 国民国家論の要点

(1) 社会契約論

社会契約論の登場の背景として、ヨーロッパの近代初期には絶対王政が存在していたが、その際には主権国家の成立について見ておく必要がある。

例えば、西欧における絶対王政へと繋がる主権国家の成立について木村（2009：9-10）によれば、①当時の国王からすれば国内に存在する封建領主の独立性を崩壊させ、国内統一を志向する過程から生じた、②国内統一プロセスにおける戦争システムの高度化は、戦費調達方法の量的・質的向上を要請し、効果的な課税・徴税のために行政機構（官僚機構）の整備を必要とした、という2点を指摘できる。また、主権概念については、「他のいかなる外的な権力から独立して国王が至高の絶対的権力を持つという観念について、次第に姿を整えてきた国際世界すなわち複数の国家が相対峙するヨーロッパの政治状況を理論的に定式化するもの」（木村2009：10）として位置づける。その上で、主権概念が定着することと国家の輪郭が鮮明になることは連動していたという認識に基づき、至高の権力を付

与されたのが国王である場合、「そこで行使される権力が主権として他のいかなる権力とも異質であると捉えられるとき、そこでの権力関係は独自の基盤」(木村2009:10)を獲得する。このように、中間団体が次第に整理・粛清されていった結果、国王による一元的な支配が完成した。これが絶対王政であり、「対抗勢力が存在しない国王の絶対的権力を理論的に表現したものが主権という概念」(杉田2001:51)に他ならない。

さらに、丸山(2010:402)は、「教皇と神聖ローマ皇帝との二重の神政政治体制の崩壊から近世国民国家が誕生した」ことを指摘しつつ、それを担った絶対君主は、外は教皇及び皇帝に対し、内は封建諸侯・ギルド・自治都市等の勢力に対して、主権の唯一不可分絶対性を強調しつつ権力的統一を完成させていった経緯を強調する。近世初期には王権神授説が絶対君主の正統性を擁護する理論として用いられたが、神権説そのものも次第に内的な変質を遂げた。いわば、「王は神聖なるが故に最高権力を持つのではなく、逆に最高権力を持つが故に神聖となった」(丸山2010:402-403)のである。

このような絶対王政の歴史的・理論的背景に対して、全く新しい枠組みを提供したのが社会契約論であるが、以下ではホッブズ・ロック・ルソーによる社会契約論の要点について整理する。

まずは、ホッブズである。ホッブズは、「人間の自然状態は各人の各人にたいする戦争状態」(Hobbes=2009:178)であり、生き抜くための安全はいかなる人間にも保証されてはいないため、この場合、自己の生命を維持するためには、どのような手段も認められるとした。その理由は、なんら権力が確立されておらず、あるいは安全を保障するに足るほどに権力が強力でない場合には、「人間はすべて他人に対する警戒心から、自分自身の力と技能に頼ることになる」(Hobbes=

2009:232)からである。ただし、多くの人間にとって畏怖の念を抱かせる共通権力がなくても、「正義を守り、自然法を遵守することに同意すると仮定できるならば、人類全体についても同様であると仮定でき」(Hobbes=2009:234)、服従がなくても平和があることになるので、コモンウェルスも存在する必要もないとした。

ホッブズの考えたコモンウェルスは1つの人格であり、「その行為は多くの人々の相互契約により、彼らの平和と共同防衛のためのすべての人の強さと手段を彼が適当に用いることができるように、彼ら各人をその行為の本人とすること」(Hobbes=2009:238)である。この人格を担う者が「主権者と呼ばれ、主権を持ち、そして彼以外のすべての者は国民」(Hobbes=2009:238)とされた。人々が、他のすべての人々から自分を守ってくれることを信じて、ひとり人間または合議体に、自発的に服従することに同意した場合、それは「政治的なコモンウェルス」または「設立されたコモンウェルス」(Hobbes=2009:239)となる。

つぎにロックである。ロックによれば、自然状態では「人間は完全に自由な状態であり、そこでは自然法の範囲内で、自分の行動を規律し、その財産と一身とを処置することができ、他人の許可や意志に依存しない」(Locke=1968:10)。それはまた「平等の状態」(Locke=1968:10)でもあり、そこでは一切の権力は相互的であり、何人も他人より以上のものはもたない。いわば、人間は生まれながらにして皆平等であり、「完全な自由と自然法上の一切の権利特権を無制限に享有する権原」(Locke=1968:88)を持つと想定される。このように、ロックの想定する自然状態では、諸個人は生命・財産・自由への権利を平等に保持している。

また、ロックの理論では所有権について言及している点が重要である。ロックは個人が

誰でも自分自身の一身については所有権をもっており、個人の身体労働によって得られるものに関する私的所有について述べている。例えば、「共同で権利を持っている場所で、私の馬の喰う草、私の召使の刈った芝草、私の掘り出した鉱石は、誰の譲渡も同意もなしに、私の所有物となる」(Locke=1968:34)。このことは、自然がそれをおいた「共有状態から取出すために労働が用いられたという事実によって、この労を払った者の所有に帰する」(Locke=1968:35)ことを意味しており、今日における私的所有論の基礎を提供しているといえるだろう。

さらに、ロックは政治社会が、成員の一人ひとりが自然権を放棄して、「法の保護を訴求することを認められる事柄について、これを協同体の手に委ねている」(Locke=1968:88-89)場合にのみ成立することを指摘する。加えて、「各個人が自然法執行権を棄て、1つの社会を結成するときのみ、政治的または市民的社会」(Locke=1968:90)が存在すると考えた。このことは、自然状態において不特定多数の個人が社会関係を取り結び、「1つの最高政府の下に1つの国民をなし、1つの政治体を作る」(Locke=1968:90-91)ところでは常に妥当する。もし幾人かの人々が1つの協同体あるいは政府の創設に同意したとすれば、これによって「彼らは直ちに一体をなして1つの政治体を結成」(Locke=1968:100)し、そこでは多数を占めた者が決議をきめ、他の者を拘束する権利を持つ(多数決原理)。

最後にルソーである。ルソーによれば、社会契約のあらゆる条項は、ただ1つの条項に帰着する。それは、「各構成員は自己を権利とともに共同体全体に譲り渡す」(Rousseau=2005:223)ということである。その理由は、①各個人は全てを譲り渡すので全員にとって条件は平等となり、誰も他人の条件を重くすることに関心を抱かなくなる、②譲渡が無

条件に行われるならば、結合は完全に実施され、構成員は要求すべきものをもたない、③個人はすべての人に自己を譲り渡すので、特定の誰にも自己を譲り渡さないことになる(Rousseau=2005:223-224)。そしてルソーは次のようにいう。「われわれの誰もが自分の身体とあらゆる力を共同して、一般意志の最高の指揮のもとにおく。そうしてわれわれは、政治体をなすかぎり、各構成員を全体の不可分の部分として受け入れる」(Rousseau=2005:224)。その結果、ルソーの社会契約論では、①結合行為は公共(主権者たる人民)と個人との相互的約束を含むこと、②個人はいわば自分自身と契約しているので、主権者の一員として個人に対して、さらに国家の一員として主権者に対して、二重の関係で約束していること(Rousseau=2005:226)が主張された。

ルソーの場合、各個人は一般意志に反する可能性があり、共同利益からかけ離れた意思を保持することにより、個人は義務を果たさず、権利のみを享受することを懸念していた。よって、社会契約を無益な公式に終わらせないために、「一般意志に服従を拒む者はだれでも、政治体全体の力によって服従を強制される、という約束を暗黙のうちに含んでおり、この約束のみが他の約束にも効力を与える」(Rousseau=2005:229)とした。したがって、「一般意志のみが公共の福祉という国家設立の目的に従って、国家の諸力を指導しうる」(Rousseau=2005:236)のである。このとき、主権は一般意志の行使にほかならないために譲り渡すことはできず、その意味で「主権者は集合的存在にほかならないため集合的存在によってしか代表できない」(Rousseau=2005:236)ことが前提される。

さらに、ルソーの社会契約論の特質は、社会契約が「契約当事者の生命維持を目的とする」(Rousseau=2005:249)ものと位置づけられていることである。このことは、「執

政体が『お前の死は国家のためになる』と言えば、市民は死ななければならない」(Rousseau=2005:249)ことを意味する。なぜなら、それまでの安全な生活は、社会契約の下においてであって、「その生命はもはや自然の恵みではなく、国家からの条件付きの贈り物」(Rousseau=2005:249)だからである。

以上、ホブズ・ロック・ルソーの社会契約論について概観したが、三者の主張にはそれぞれ差異がみられるのであるが、身分制に基づく支配-服従関係を理論上解体し、「自然状態」を想定した上で、そこでの諸問題を解決するために、個人間の主体的意志行為による契約に支配-服従の正統性の論拠を求め、それに基づいて国家(政治社会)の構成原理を構築するという点では共通している。その意味で、それまでの絶対主義国家に代わる近代国家の登場をもたらす重要な指導原理として大きな意味を持つことに加えて、自由主義と近代民主主義の確立において大きな影響を及ぼしたと理解されている。

(2) 国民国家論

今日では、近代国家はすべて国民国家として理解されており、自明視されることが通常である。以下では、国民国家論の主要な構成要素である「国民国家」「国民」「ナショナリズム」をキーワードにしながら、その要点について整理しよう。

国民国家とは、辞書の定義に従えば、「国家主権がその国に帰属する不特定多数の市民(人民)の手にある主権国家」である。今日では、国際関係における行為主体としての主権国家は国民国家であることが要求されることが一般化している。そして、国民国家の典型は世襲的かつ特権的主権者としての支配者(君主)の存在を否定した共和制である。ここでは、国民経済・国民文化の中で国家権力分立の制度に基づいた民主政治の理念を受け

入れ、相異なる個々の利害関心を全体的利益に変換する仕組みを操作する能力を有している同質的な国民(市民・人民)が構成員として想定されている。

ギデنزが国民国家を「境界画定された権力容器」(Giddens=1999:142)と表現した。その理由は、国民国家は、他の国民国家と形づくる複合体のなかに存在し、「画定された境界(国境)をともなう領土に対して独占的管理権を保有する一連の統治制度形態」(Giddens=1999:144)であり、この国民国家による支配は、「法とさらに国内のおよび対外的暴力手段にたいする直接の統制によって正統化」(Giddens=1999:144)されると考えられるからである。近現代の国民国家においてのみ、国家装置は、「通例暴力集団の独占を首尾よく権利主張でき、また、近現代の国民国家においてのみ、国家装置の管理範囲は、「明らかに暴力集団の独占の権利要求が出来る領土境界と完全に一致する」(Giddens=1999:28)。ギデنزの整理からわかることは、国民国家が①(主権国家として)境界内の領土において成立すること、②領土内(国内)で暴力手段の独占の正当化が確保されていること、の2点である。

さらに、国民については「明確に境界画定された領土のなかに存在する集合体」(Giddens=1999:138)であると同時に、国家が、「自国の主権を権利要求する領土全域に対して一体化された行政範囲を獲得したとき、はじめて存立できる」(Giddens=1999:141-142)と述べている。

ベネディクト・アンダーソン(Anderson=2007:24-26)によれば、「国民」とは、①実際には不平等と搾取があるとしても、常に水平的な深い同志愛として心に思い描かれるイメージとして心に描かれた想像の政治的共同体であり、それは②国境の向こう側には他の国民がいるという意味で本来的に限定され、かつ③王権神授的秩序の正統性を破壊した時

代に生まれたという意味で主権的なもの（最高の意思決定主体）として想像される。そして、国民を想像するという可能性それ自身が、「古来の3つの基本的文化概念が公理として人々の精神を支配できなくなったそのとき、はじめて歴史的に成立した」Anderson = 2007 : 63) と指摘する。3つの基本的文化概念とは、①聖典語だけが真理の不可分の一部であり、存在論の真理に近づく特権的手段を提供するという観念、②社会が、神的摂理によって支配する王の下で、その周辺に自然と組織されているという信仰であり、そこでの人びとの忠誠は、必然的に階層秩序的で求心的なものである、③宇宙論と歴史とは区別不能であり、世界と人の起源は本質的に同一であるという時間観念である。そして、これらの連結の確実性の減衰を促進したのが、経済的諸変化、コミュニケーションの発展、そして出版資本主義であったという。18世紀ヨーロッパにはじめて開花した「2つの想像の様式、小説と新聞」(Anderson = 2007 : 50) こそ、国民という想像の共同体の性質を表示する技術的手段を提供した。

最後にナショナリズムである。ギデンズ (Giddens = 1999 : 138) は、ナショナリズムを欠いたなら国民社会の形成がなかったかという点は不確かであるとはいえ、「少なくとも近現代的形態のナショナリズムは、国民の形成を欠いては存在できなかった」ことを指摘している。ナショナリズム研究の著名な論者であるアーネスト・ゲルナー (Gellner = 2000 : 1-2) は、ナショナリズムについて、①(感情あるいは運動として) 政治的な単位と民族的な単位とが一致しなければならないと主張する一つの政治的原理、②支配者が非支配者の多数と異なる民族の場合、政治的な公正さに対する耐えがたい侵犯であるとみなす、③エスニックな境界線が政治的な境界線を分断してはならないと要求する政治的正統性の理論であると述べた。このことは、ナシ

ナリズムの問題は国家のない社会には起こらないという認識に由来する。もし国家なければ境界と民族の範囲が一致するかを確かめることもできず、「国家がなく支配者もいないとなれば、支配者と被支配者の民族同一性を問うこともできず、ナショナリズムの原理の要求通りになっていないことへの不満をぶつけることもできない」(Gellner = 2000 : 7) ののである。よって、ナショナリズムは、「国家の存在がすでにおおむね当然視されている環境でのみ現れる」(Gellner = 2000 : 8) というのもまた、真実だと想定されている。政治的に集権化した単位の存在、そしてその集権化した単位が当然視され、あるべき規範として扱われているような道徳的・政治的風土の存在が、ナショナリズムの十分条件ではなくとも、必要条件といえよう。ナショナリズムが求めるのは、「国民の政治的自律 = 『民族自決』」(齋藤2008 : 7) であり、帝国主義や植民地主義のもとでの政治的他律からの解放であると同時に、「デモクラシーを国民の自治の実現」(齋藤2008 : 7) に結びつけようとする運動ともいえる。

4. 社会契約論 / 国民国家論の批判的考察

(1) 擬制としての社会契約

さきに見てきたように、ヨーロッパ近代では、道徳哲学としての近代自然法と社会契約論というかたちでポップズ、ロック、ルソーらによって展開され、「自由・平等・独立の諸個人の社会契約 = 共同の作為による国家 (政治社会) 創造」(田口・鈴木1997 : 17) が弁証された。福田 (1971 : 243) によれば、それは社会契約論が「イデオロギーとしての主張」を含んでいることを意味する。つまり、「政治社会を人間の作為とすること、逆にいえば人間を政治社会の構成員とすること」(福田1971 : 244) が社会契約論の共通する

特質といえよう。

塩野谷（1984：237-238）は、社会契約論で主張される内容は、論者によって異なっているが、それらのモデルは「自然法・自然権・社会契約」という3つの概念が一体化して1つのパラダイムを形成しているという意味で、以下の共通性を見出せるという。第1に、自然法は現実の慣習や法律や制度ではなく、人間の本性や事物の本質に基づく不変かつ普遍の道徳規範であり、人間の理性によって形成されるものと見なされ、これが社会の制度機構の中に具現化され、有効化されるべきであると考えられた。第2に、国家社会の成立に先立つ仮説的な自然状態において、人々はすべて自由、平等であり、自己保存のためにあらゆることを行う生得の権利、すなわち自然権を持つと想定された。第3に、自然状態においては社会的規範が存在しないか、あるいは不完全であるために、それは存続可能な安定的な状態ではない。そこで人々は国家を構成し、国家の法律的拘束のもとに入ることを決意し、すべての人々の間の相互の社会契約によって国家社会が成立すると見なされた。そして、人間の生得の権利を確保するための人間の理性的契約から生み出されるものが、自然法である。

これらを踏まえ、社会契約論を批判的に考察すると、つぎの3点が理論的根拠の乏しさあるいは現実世界との乖離・矛盾として指摘できる。

最初に「自然状態」についてである。社会契約論において自然状態が想定されるのは、「正義や社会道徳の根拠についての『契約』が問題化されうるためには『自然』が発見されなければならなかった」（飯島2001：4）からである。いわば、自然状態を意図的に想定することなしに、「契約による政治権力の創設」（作為論）というストーリーは成立しない。政府の正当性や道徳の根拠は何であるかという問題について、『契約』（contract）、

『約束』（promise）、『合意』（agreement）がその究極的な理由である」（飯島2001：3）という思想は、西洋の政治哲学における歴史的传统である。例えば、塩野谷も「自然状態は社会状態と対比して考えられている仮想的状態であって、社会契約が行われる場の前提条件を規定しているにすぎず、それは事実でも価値でもない」（塩野谷1984：241-242）と指摘しているように、社会契約を通じて社会状態が選択されない限り、人々は自然状態にとどまることになる。しかしながら、そういうことは事実上ありえないため、自然状態は「社会状態が成立しない際の状況を想像上の情報として示したもの」（塩野谷1984：241-242）ということができる。

つぎに「諸個人による契約（合意）」という想定である。杉田（2001：146）によれば、社会契約論で一番重要な点は、「すべての構成員の同意」である。つまり、「ある政治秩序を一緒に作ることに、すべての個人が1回は同意した」（杉田2001：146）とする想定である。このことは、①神話的世界の中で生まれた王権について、人間がそれを変更することや新たに選択することはできないという考え方を相対化し、②政治的秩序は人々の選択と無縁にそこに存在するという考え方に対して、人々は選択すればいつでも新たな政治的秩序を作ることができるという「作為」の政治観を定着させた（杉田2001：147）。

田中（2009：119）が指摘するように、1789年に始まるフランス革命においては、旧体制から断絶した秩序原理が提唱された。そこでは、「身分制や伝統集団から解放された自由・平等な個人の『契約』による公権力の樹立という擬制」（田中2009：119）が語られ、個人は服従するだけの存在ではなく、行為主体（主権者）として位置づけられた。しかしながら、「全ての構成員による合意」なるものが現実に存在するという事態に、リアリティがあると考えすることは本当に可能であろうか。

「国家（政治社会）」の成立が、諸個人の契約に由来するとすれば、近代以降、現実に存在した（あるいは今日でも存在する）独裁国家も「全ての構成員による合意」の産物として位置づけることになるが、実際には「非民主的である」として「民主主義の敵」と表象され、好ましくない国家像として描かれる。「国家（政治社会）」の誕生が、当初から「契約（合意）」による作為の結果とみなすことは、現実世界と照らし合わせた場合に大きな矛盾を抱えると言わざるをえない。

この点に関連してルソーのいう「一般意志」についても疑義が生じる。「人民が1つの意思（民意）を持っている」という想定も現実を考えると論理的に無理がある。近年では「民意」について、「伝統的な人民主権論が想定するような一元的な民意が存在しない」（曾我部2007：6）ことが指摘されていることを踏まえても、説得力のあるものとは言い難い。加えて言うならば、社会契約の世代間での継続性に関する指摘もできる。言い換えれば、ある時点である世代の諸個人によって合意された社会契約は、その後の世代をも拘束するのか（合意内容は継続して有効か）という問題である。社会規範としての法制度は、今日では国民投票等の政治的権利の行使によって修正されることがあり得るが、社会契約によって設立された国家（政治社会）の存続について、設立時の合意は後世代をも拘束するのであろうか。

以上のように、近代の秩序観念は、「すでに設立されている政府を根底で支えるものは何であるべきかにかんする解釈を提示するもの」（Taylor=2001：8）だった。つまり、創設の契約が結ばれたという想定によって政府は基礎づけられ、かくして既存の政府は疑問の余地のない正統性を手に入れているとみなされる⁽⁵⁾。社会契約論の前提となる自然法理論とは、「その起源において（現存秩序の）正統化のための解釈学」（Taylor=2001：8）

であった。

（2）国民国家における

「国民主権」とデモクラシーの逆説

近代国家の基本理念は、①立憲主義、②国民主権、③権力分立、④（議会制）民主主義といえるが、これは国民国家について考察する際にも当然ながら妥当する視点である。ここでは特に、②国民主権と④（議会制）民主主義を取り上げる。国民国家には、その構成員として多数の「国民」が存在するが、一般的理念としては、被統治者の一部が国家という統治機構を通じて自己統治するようになったのが「主権者＝統治者」としての国民である。このとき、「国民が集まって国民国家を作った」という社会契約論的な理解は、歴史的にみても妥当性が乏しい。そうではなく、市民革命により主権国家が住民の保護者となり、また住民が国家に一体感をもつ「国民」へと転換するなかで、近代国家は国民国家へと移行したのである。このとき、「国民」とは、「戦争や制服の結果として国境が画定され、その範囲内に囲い込まれたものとして成立するもの」（杉田2001：55）にすぎない。

福田（1988：218）によれば国民は自然人ではなく、「経験的には個々の自然人の一定の資格を基準とする総体」であるとした上で、ある自然人の意思が受容され、実現されるという意味で国民主権が成り立つ余地はまったくなく、それは形容矛盾であり、「総体としての国民主権に意味を付与するためには、何らかの機構が必要である」と指摘する⁽⁶⁾。

国民が主権者とされるのは、「国権の正統性の源泉」（福田1988：218）としてであって、国民が最高権力者であるという認識がリアリティを持って共有されているわけではない。国家権力に基づく公的部門の行使が、「国民の名の下において」行われているが故に正当性（正統性）があることを論理的に担保していると理解する方が現実的といえよう。

例えば、福田（1988：217）は、日本国憲法における国民主権の宣言が、「素朴な民主主義者の期待するように、国民にかつての天皇の地位を与えたものでない」とした上で、「国民の信任に絶大な効果がないことは、否定しようもない実情であるし、まして一人の国民の不信感など何の力もないことは、それこそ万人の実感にちがいない」（福田1988：217）と述べている。現実に対する悲観的な受け止めとも思われるかもしれないこの見解は、見事に「国民」全体の雰囲気として漂っている国家権力への漠然とした失望・不安を言い表している。

さて、支配者と被支配者の一致は社会契約論で主張されたが、それを基盤とする近代主権国家としての国民国家においては、民主主義（デモクラシー）に基づく政治的決定が志向された。その際に用いられるのが多数決原理であるが、これは社会契約のように利害関係者が一度は合意（賛成）するという手続きとは異なり、「多数派の意思＝全体の意思」という構図を正当化するものである。国民主権の下での国民の決定とは、『多数者』が『少数者』を抑圧するシステムという側面を持ち合わせており、ナショナル・デモクラシーとは『多数者の専制』（杉田2001：170-171）であるという指摘は、デモクラシーが「正しい手続きである」という認識が内面化されている我々にとって示唆的である。ナショナル・デモクラシーを主張する場合、国民という単位の同質性を前提にするが、その際に見逃しがちなことは国民内部にある亀裂（異質性）の存在である。ナショナル・アイデンティティは、「国民の『敵』を外部的というよりむしろ内部に見いだしながら、そうした『敵』を排除ないしは同化の対象」（齋藤2008：7-8）として駆り出すことと表裏一体である。「主権が国民に存するものであり、法は一般意思の表明であり、『国民』とは統一された1つの集合体」（Hobhouse = 2010：49）として描

かれることは自然の摂理ではない。

丸山（2010：420-421）が述べているように、現代においてあらゆる政治的イデオロギーが好んで用いるのは「集合概念としての『人民』に支配の主体を移譲することで少数の多数に対する支配」というあらゆる支配に共通する本質を隠蔽するやり方である。支配の非人格化のイデオロギーの最大のもの「法の支配」である。近代国家を理念的な純粋な型で捉えてみると、ここでは統治者が特別な権威を飾る道具を一切用いず、「法の形式的妥当性の基礎の上に政治的支配が行われるのを建前」（丸山2010：368）とする。国民国家における「法の支配」の正当性を支えるものは、「国民主権」に基づく民意であり、手段としてのデモクラシーである。国民国家は「法」の下で国民の保護者としての地位を確保する。ところが、ここでは国民への安全の保障のみならず、「成員の生をまもるはずの共同体が同時に死を求める共同体ともなった」（齋藤2008：112）を忘れるべきではない。ルソーによって一般意志として描かれた集合体としての民意は、「国家による安全の保障」と同時に「国家のために死への動員を正当化」する根拠を提供するものでもある。

5. おわりに

本研究では福祉国家論における「福祉国家の論じ方」を相対化する試みを行うとともに、福祉国家論の基盤となる国家論として「社会契約論」と「国民国家論」を取り上げ、その要点を整理した上で、そこで所与とされている内容について批判的考察を行った。その内容を今一度要約すると以下ようになる。

まず既存の福祉国家論における「福祉国家の論じ方」については、①福祉国家論における「起源論」は「概念論」に還元されている、②ケインズ主義について偏重した理解がなされている、③ベヴァリッジ報告のある一部分

のみに焦点化した解釈に依拠している、④福祉国家か否かの客観的な判断基準はなく対象国を相対化する目安があるにすぎない、⑤西欧中心主義的思考に基づく福祉国家の像が前提となっている、という5点を指摘した。

つぎに、社会契約論におけるホブズ・ロック・ルソーの諸説について概観した上で、それを批判的に考察した。そこで述べたことは「擬制としての社会契約」である。社会契約論はある理論的仮説（自然状態から社会状態への移行）の下では一定の論理性を保持しているが、「国家（政治社会）」の設立を「諸個人の契約」によって説明することには論理的矛盾が含まれており、それは擬制的性質のものである。

そして、国民国家論についてはその基礎となる「国民」概念が人工的かつ歴史的産物であることを踏まえれば、国民国家は近代国家としての主権国家の遺産を継承しつつ、管轄領域の内部 / 外部を区別することで「国民福祉（生命の安全）」の基盤を提供している。しかしながら、それは「安全の保障」のみならず「強制的動員」の契機を含むものとして理解されなければならないことに加え、国民主権の実体性についてデモクラシーとの接合を踏まえた肯定的な理解には疑義がある。

以上が本論で述べたことであるが、先に述べたような近代国家＝社会契約-国民国家パラダイムが土台であるという視点を意識しながら、以下では福祉国家について若干の整理・考察を加えた上で、今後の課題についても述べたい。歴史的に見れば、社会統合は実態としてかなり国民統合と重なっており、近代国家としての国民国家において最も典型的な形として理解されてきた。その点について大きな影響を及ぼしたのは、マーシャルのシティズンシップ論であり、ナショナル・アイデンティティ（国民的一体感）として「われわれ意識＝国民の集合的感情」の形成を可能とした。いわば、「見知らぬ他者を『われわれの

一員』と見なす機制」（齋藤2008：152）が存在することを暗黙の前提としてきたのであり、福祉国家にとっても必要条件である。

フーコーが、「死なせるか生きるままにしておくかという古い権力に代わり、生きさせるか死の中へと廃棄するかという権力の登場」（Foucault=1986：175）を指摘したように、「死の権力」から「生の権力」への統治権のモード変容は近代における特徴的な変化であり、「生の権力」は福祉国家の本質ともいえる。資本主義社会においては自助原則が社会における規範として前提されつつも、「生-権力にもとづく集合的なセキュリティ」（齋藤2008：128）は、福祉国家の形成・発展とともに拡充され、20世紀半ば以降、目指すべき理想としての地位を獲得するに至った。国民国家としての福祉国家が形成されてきた歴史的な経緯を振り返るならば、国民の生命を増強しながら、それを国力（戦力や生産力）の増強に向けて動員するという「国民統合に向けての『生の動員』」（齋藤2008：175-176）が意図された。

社会保障制度で中心的位置を占める社会保障制度は国民国家を単位として成立したナショナル・アイデンティティに基づく相互扶助システムの典型例であるが、そこでは一定の制度的な境界をもたざるをえず、その境界は、「権利（社会保障を享受する権利）と義務（社会保険料の拠出・納税の義務）をもつ成員資格」（齋藤2008：168）によって画定される。ところが、全ての個人が国民統合の対象であったかといえば決してそうではない。国民国家としての福祉国家は、あくまで「特定の国民という『群れ』を相手にする閉ざされたクラブ」（杉田2001：90）として存在してきたのである。

それに対して、同化と排除のない社会統合を構想する思想として1990年代以降のリベラル・ナショナリズムがある。この立場は、「文化的多元性を抑圧することなくナショナ

ル・アイデンティティを再構築することを志向し、国民の間に連帯の意識や相互への信頼を醸成し、集合的アイデンティティを共有に依拠して、社会国家や討議デモクラシーを支えようとする」(齋藤2008:40)ものである。

近代国家としての国民国家は長期間にわたりの所与の前提と見なされてきたが、今日ではその揺らぎが指摘されている。例えば、武智(2003:1-3)は国民国家の揺らぎについて、以下の3つのレベルで説明する。第1に、権力の揺らぎであり、正統性をもって国民を代表する政治家、専門知識をもって国民を先導する行政官僚制、その権力をもって社会コンセンサスを形成することが不可能となってきた。第2に、価値の揺らぎであり、それは世代間の公平性の問題に加え、行政改革における効率という価値の重要性が増す中で、効率性を実現しながら新しい社会構想に対応した価値観の模索を必要としている。第3に、関係の揺らぎであり、社会問題の国内的施策による解決だけでは十分ではなく、国際機関の存在感の高まりや政府のサービス提供能力の限界が指摘されるにつれ、地方政府・非営利組織・非政府組織とのパートナーシップが模索されるようになった。ソーシャル・ガバナンス論や福祉ガバナンス論といった言説は、上記のように国民国家(=福祉国家)の安定性への懸念が指摘される中で、新しい統治システムを構想しようとするものであるが、それは20世紀において所与とされた「国民国家を相対化する試み」(武智2003:1)といえる⁽⁷⁾。

このように見てくると、「福祉国家論」は、国家の起源を契約に求める「擬制としての社会契約」と国民国家における擬制としての国民民主権」という2つに依拠した近代国家論パラダイムの延長線上にあると捉えることができるだろう。それは西欧における近代以降のデモクラシーの発展と合わせつつ、社会契約-国民国家テーゼという理論的前提の下で「福

祉国家」が登場し、位置づけられるという意味で特定の歴史性(発展史観)と価値志向性(西欧的世界観/善としての福祉国家像)を内包している。本論で5点に整理したように、「福祉国家論」における福祉国家の描き方もその方向性の上に成り立っているといえよう。

しかしながら、毛利(1984:214)が指摘しているように、福祉国家論にはしばしばみられる2つの対立軸がある。一方は、福祉国家を人類の究極的到達目標であるかに理想視する立場であり、もう一方は、福祉国家を反革命体制または全体主義国家として「人類の敵」と見なす立場である。今日では、前者の側が支配的な位置を占めているように思われ、後者のような主張が福祉国家論においてなされることは稀であるが、本研究はそのどちらの立場でもない。むしろ「善/悪」という二者択一的な価値論のような枠組みではなく、福祉国家を「福祉-国家」関係の歴史的類型モデルの中に位置づけるという歴史論かつ類型論枠組みを構想するための前段階に位置しており、今後はその理論枠組みを仮説的に構築することが課題となる。

日本で最初の総合的な福祉国家に関する学術的成果といえる東京大学社会科学研究所『福祉国家1』(1984:2-3)は、今日にも妥当する重要な指摘をしている⁽⁸⁾。それは第1に、「建前として福祉を重視しない国家などありえない」ことである。第2に現代国家は多面的であり、アプローチの仕方によっては産業国家や戦争国家として把握もできるが、福祉の視角からは福祉国家として捉えられることである。この内容は、福祉国家特に「概念規定」を巡る課題について論究する際に今一度考えるべき内容として示唆的である。

【注】

- (1) 学問としての「社会福祉学」と「福祉国家論」の関係は皆無とは言わなくてもほぼないといって差し支えない。例えば、日本社会福祉学会の学会誌である『社会福祉学』において、「福祉国家」という用語をタイトルに冠した学術論文はこれまでに数本あるだけである。その意味で、「福祉国家論」について「社会福祉学」の立場から論じることは、他の社会科学系領域に比較して非常に希少であったと言える。
- (2) 代表的論者には F. A. ハイエクや M. フリードマンがいるが、その思想的影響は英米のみならず日本でも1970年代後半から1980年代初頭における政策転換として明確に現れた。それは当時の英国を「英国病（先進国病）」として批判し、日本独自の路線を打ち出した「日本型福祉社会論」である。この政策構想は、1990年代初頭の「バブル崩壊」まで「No.1としての日本」を裏付ける社会モデルとして広く受け止められてきた。
- (3) 福祉国家に関する議論で「福祉国家論」と「福祉国家研究」が区別されて用いられることはほぼ皆無といってよい。用語の用法について明確に区別すべきと主張している例として、林 建久（1992）があるが、これはむしろ例外的である一方、著者の問題意識との共通点も見いだせることから示唆的である。
- (4) メタ的アプローチの意味は「福祉国家を論じる」のではなく、「福祉国家の『論じ方を論じる』」ということであり、「論じ方を論じる」ことで「福祉国家論」を相対化し、「異なる論じ方」を構想することで「福祉国家」を新しい枠組みの中で位置づけることをねらいとしている。
- (5) 政治的な権威が正統なものであるのは、ひとえにその権威がすでに個人によって同意されているからにはほかならないが（原初契約）、しかしこの契約が拘束力のある義務を創出するにあたって根拠としているのはやはり、契約に先だって存在する原理、つまり約束は守らなければならないという（道徳秩序的な）原理である（Taylor=2001：2）。
- (6) この点について福田（1998：218）は、「日本国憲法に即して言えば、国民主権が『国権の最高機関』である国会両院議員の選挙、最
- 高裁判所裁判官の国民審査、そして国家の議決した憲法改正案に対する国民投票の3つにほぼ限定されていることは、周知の通りである」と述べている。
- (7) ガバナンスという統治作用が問題となる背景には、財政危機に伴う政府機構の再編、公共性と正統性をめぐる異義申立て、デモクラシーでの代表制と参加の再検討という問題が存在している。財政危機と政治行政の腐敗は統治能力の低下、信頼の低下、アカウンタビリティの低下を示すものとして理解された（武智2003：1）。
- (8) この中で福祉国家は、「さしあたり社会保障制度を不可欠の一環として定着させた現代国家ないし現代社会の体制」として定義されている（運営委員会：3）。

【引用文献一覧】

- ・Anderson. B 著, 白石 隆・白石さや訳 (2007) 『定本 想像の共同体 ナショナリズムの起源と流行』書籍工房早山。
- ・福田歓一 (1971) 『近代政治原理成立史序説』岩波書店。
- ・福田歓一 (1988) 『国家・民族・権力 現代における自由を求めて』岩波書店。
- ・Gellner. E 著, 加藤 節監訳 (2000) 『民族とナショナリズム』岩波書店。
- ・G. Esping-Andersen 著, 岡沢憲美・宮本太郎監訳 (2001) 『福祉資本主義の三つの世界 比較福祉国家の理論と動態』ミネルヴァ書房。
- ・Giddens. A 著, 松尾精文・小幡正敏訳 (1999) 『国民国家と暴力』而立書房。
- ・林 建久 (1992) 『福祉国家の財政学』有斐閣。
- ・Hobbes. Thomas 著, 永井道雄・上田邦義訳 (2009) 『リヴァイアサン I (中公クラシックス)』中央公論新社。
- ・Hobhouse. L. T 著, 吉崎祥司監訳, 社会的自由主義研究会訳 (2010) 『自由主義 福祉国家への思想的転換』大月書店。
- ・星野信也 (2000) 『選別的普遍主義の可能性』海声社。
- ・稲葉振一郎・立岩真也 (2006) 『所有と国家のゆくえ』日本放送出版協会。
- ・飯島昇蔵 (2001) 『社会科学の理論とモデル10 社会契約』東京大学出版会。
- ・伊藤新一郎 (2010) 「『福祉国家』と『福祉レ

- ゲーム」—概念規定の整理と関係性の再構築」10-22, 北海道社会福祉学会『北海道社会福祉研究』第30号.
- ・金 成垣 (2010a)「序章 比較福祉国家研究の10年」1-23, 『現代の比較福祉国家論 東アジア発の新しい理論構築に向けて』ミネルヴァ書房.
 - ・金 成垣 (2010b)「終章 比較福祉国家研究のセカンド・ステージに向けて」515-529, 『現代の比較福祉国家論 東アジア発の新しい理論構築に向けて』ミネルヴァ書房.
 - ・木村雅昭 (2009)『帝国・国家・ナショナリズム 世界史を衝き動かすもの』ミネルヴァ書房.
 - ・Locke. J 著, 鶴飼信成訳 (1968)『市民政府論』岩波書店.
 - ・丸山眞男 (2010)『新装版 現代政治の思想と行動』未来社.
 - ・村上和光 (2007)『資本主義国家の理論』御茶の水書房.
 - ・毛利健三 (1984)「第四章 現代イギリス福祉国家の原像—ベヴェリッジ・プランの歴史的位置—」213-277, 東京大学社会科学研究所編『福祉国家1 福祉国家の形成』東京大学出版会.
 - ・Rousseau. J. J 著, 小林善彦・井上幸治訳 (2005)『人間不平等起源論 社会契約論 (中公クラシックス)』中央公論新社.
 - ・Said. E. W 著, 板垣雄三・杉田英明監修, 今沢紀子訳 (1986)『オリエンタリズム』平凡社.
 - ・齋藤純一 (2008)『政治と複数性 民主的な公共性にむけて』岩波書店.
 - ・塩野谷祐一 (1984)『価値理念の構造 効用対権利』東洋経済新報社.
 - ・曾我部真裕 (2007)「国民に開かれた統治への可能性」3-27, 長谷部恭男ほか編『岩波講座憲法4 変容する統治システム』岩波書店.
 - ・Spicker. P 著, 阿部 實・坪 洋一・金子 充訳 (2004)『福祉国家の一般理論 福祉哲学論考』勁草書房.
 - ・杉田 敦 (2001)『デモクラシーの論じ方—論争の政治』筑摩書房.
 - ・田端博邦 (2010)『幸せになる資本主義』朝日新聞出版.
 - ・田多英範 (2010)「第28章 東アジア福祉国家論の課題—何を, どこまで明らかにするのか—」473-483, 金 成垣編著『現代の比較福祉国家論 東アジア発の新しい理論構築に向けて』ミネルヴァ書房.
 - ・田中拓道 (2009)「第3章 社会的包摂と自由の系譜—フランスとイギリス」117-154, 小野塚知二編著『自由と公共性 介入的自由主義とその思想的起点』日本経済評論社.
 - ・武智秀之 (2003)「序章 福祉のガヴァナンス」1-12, 武智秀之編著『講座・福祉国家のゆくえ3 福祉国家のガヴァナンス』ミネルヴァ書房.
 - ・武川正吾 (1999)『社会政策のなかの現代 福祉国家と福祉社会』東京大学出版会.
 - ・武川正吾 (2006)「序章 比較福祉国家研究における日韓比較の意義」1-11, 武川正吾・イ・ヘギョン編『福祉レジームの日韓比較 社会保障・ジェンダー・労働市場』東京大学出版会.
 - ・武川正吾 (2010)「2 福祉国家の日本レジーム 20世紀後半における」37-102, 直井道子・平岡公一編『講座社会学11 福祉』東京大学出版会.
 - ・Taylor. C 著, 上野成利訳 (2011)『近代 想像された社会の系譜』岩波書店.
 - ・運営委員会 (1984)「序論 福祉国家をそう捉えるか」1-28, 東京大学社会科学研究所編『福祉国家1 福祉国家の形成』東京大学出版会.
 - ・Weber. M 著, 阿閉吉男・内藤莞爾訳 (1987)『社会学の基礎概念』恒星社厚生閣.

[Abstract]

A Critical Examination of the Theoretical Basis of Welfare State Theory: From the Perspective of Social Contract Theory and Nation-State Theory

Shin-ichiro ITO

This paper critically examines the theoretical basis of Welfare State Theory from the perspective of Social Contract Theory and Nation-State Theory. The following three arguments are discussed. First, there are five characteristics in how to discuss the welfare state in Welfare State Theory. Second, the origin of the nation and the agreement of people (contract) in Social Contract Theory are fictional social contract, and they have a theoretical contradiction in comparison with reality. Third, in Nation State Theory, the concept of citizen is made artificially and historically, and the nation state as a sovereign state provides a boundary of jurisdiction for the welfare of citizens (the security of life). However, it is also important to understand that it includes the chance of compulsory mobilization of the citizens by the nation.

Key words : Welfare State Theory, Social Contract Theory, Nation-State Theory,
State, Social Contract as Fiction